



訪問購入に注意しましょう

「なんでも
買い取ります！」



お任せください！

ある日、突然電話がかかってきて「不要な家電製品など買い取りますよ」、「手数料は無料です」など、訪問買い取りの勧誘を受けた方はいませんか？
実際に買い取りを頼んでいない家電や
貴金属などを安く買い取られてしまい、
トラブルに発展するケースが多々あります。



せっかく
買ったのに…



お断りします

必要の無い買い取りは
きっぱり断りましょう！

訪問買い取りを行う事業者は、買い取りの勧誘に係る物品の
種類を明らかにしなければなりません。

電話で事前に承諾した買い取り品以外（異なる物品）の、
買い取り勧誘行為は、法律で禁止されています。

もし、買い取りを断っているにも関わらず、
しつこく買い取りを迫られた場合は、
すぐに警察に相談しましょう。

* 事業者の身分証明書も確認しましょう。



買い取りの必要は
ありません。
お帰り下さい！

◆当別町では、訪問販売など消費者トラブルの相談窓口を開設しています◆
午前8時45分～午後5時15分（月曜日～金曜日、年末年始・祝日は除く）
当別町役場 住民環境部環境生活課 町民生活係（1階） ☎（0133）23-3209